

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年11月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月24日から40年4月20日まで  
オンライン記録では、私の厚生年金保険被保険者期間が、昭和39年11月24日から40年4月20日までの5か月間空白期間となっている。

しかし、私は、昭和30年4月にA社へ入社し、39年11月に新工場建設のためBへ転勤したが、50年8月まで継続して勤務していた。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出のあった年金加入記録に係る申立て確認書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和39年11月24日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「昭和39年11月に申立人がB工場に赴任した時に事務連絡ミスがあり、本社での資格喪失日を同年11月24日と届け出て、B工場での資格取得日を

40年4月20日と届け出たことにより5か月の空白期間が生じた。」としていることから、同社が社会保険事務所の記録のとおり資格の得喪の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年11月から40年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年4月から同年9月までは1万2,000円、38年10月から39年9月までは1万4,000円、同年10月から40年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月29日から40年8月31日まで

高等学校を卒業した昭和38年2月、学校のあっせんでA社に入社し、支店のB売場に約1年間勤務した。その後、支店の事務職として約1年間勤務し、40年夏ごろに退職した。

ところが、ねんきん特別便では、当該事業所の厚生年金保険の加入期間がわずか2か月とされている。

同期入社の方の証言や当時の社員旅行、新年会などの写真もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、昭和38年4月29日以降の期間においても申立人がA社に継続して勤務していたことを証言している。

また、A社が加盟しているC健康保険組合に照会したところ、申立人の加入記録は、資格取得日が昭和38年2月18日、資格喪失日が40年8月31日であることが確認できる上、同健康保険組合は、「当時の社会保険の届出書類は、4部複写のものであり、厚生年金保険に係る届出は、健康保険組合から社会保険事務所に提出していた。」と証言している。

さらに、申立人のA社に係るオンライン記録の資格喪失日は昭和38年4月29日となっているが、被保険者名簿の資格喪失日は、いったん39年6月1

日と記入された後、これが抹消され、「社会保険庁照会中」と記載されているところ、社会保険事務所は、「申立人のオンライン記録の資格喪失日が昭和38年4月29日と記録された経過は不明である。」と回答しており、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が不十分であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和40年8月31日に厚生年金被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険組合被保険者台帳の記録から、昭和38年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から39年9月までは1万4,000円、同年10月から40年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年12月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年4月から55年12月まで  
② 昭和56年4月から57年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私はA市B町、同市C町及びD市E町において、妻が夫婦の保険料をまとめて自治会の集金人に支払っていた記憶があるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、夫婦二人分の国民年金保険料をA市B町、同市C町及びD市E町の自治会集金人に納付していた記憶がある。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月21日に払い出されていることが確認できることから、申立期間①については、この時点において、過半は時効により制度上保険料を納付することはできず、残る期間の一部も過年度保険料となり自治会の集金で納付することはできない。

また、申立人の妻は、申立期間①の全部及び申立期間②の一部については、厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたこともあったとする申立人の主張は不自然である上、申立期間②のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間は妻も未納である。

さらに、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に<sup>あいまい</sup>関与しておらず、申立人の妻も当時の記憶が曖昧である

ことから、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年3月まで

昭和44年当時、夫と離婚調停中で、4歳の男の子がいた私の将来の生活を実父が心配して、国民年金の加入を勧めてくれたので、自分で加入手続きを行い保険料を納付してきたのに、その記録が消えてしまい未納期間となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月に、申立人の当時の夫がA事業所を退職したことは知らなかったため、夫婦同時ではなく、申立人自身が単独で国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿に払出日の記載がなされていないものの、当時の夫と連番で払い出されており、申立人の前後に記載されている被保険者の納付記録から、45年4月以降に払い出されたものと推認できる上、申立人の当時の夫が、A事業所を退職した44年8月18日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、申立内容と符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であることから、当時の保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月及び同年8月

申立期間当時は、A市内の厚生年金保険の無い事業所に勤務していたので、国民年金に加入して保険料を納付していた。保険料はすべて納付しているはずであり、未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、「当時、A市からB市に転居したころであり、いずれかで夫婦二人分の保険料を納付したはずである。」と主張している。

しかし、申立人は昭和49年9月8日にA市からB市に転入したことが確認でき、A市では、「当時の保険料の納付は集金によることが多く、一般的に3か月ごとの収納であった。」としていること、及び申立人は同年9月10日には、厚生年金保険に加入していることを踏まえると、A市及びB市のいずれからも保険料の納付請求が行われなかった可能性が高い上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。

また、申立人が、申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が記憶する保険料金額も誤っているため、保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31 日まで  
申立期間について、A社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時作成していた「B誌」の記載内容から判断して、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立人のことを記憶しているものの、勤務状況等については具体的に記憶しておらず、当時の資料等も無い。」と証言していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、当時の同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月15日から22年5月15日まで

A社に昭和21年10月から24年9月末まで継続して勤務していた。この間、勤務場所は同社B工場で変わらなかったが、申立期間は籍のみが同社B工場から同社C支社に移った。同社C支社に籍がある期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の具体的な業務内容の記憶から、申立人は、A社B工場から同社C支社に転籍していたとする申立期間についても、同社B工場内で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が、申立人と同様に、申立期間においてA社B工場から同社C支社に転籍し、同社B工場内で勤務していたとする2名の同僚についても、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人が転籍したとするA社C支社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立人は、「給与計算は、D支社で行われていた可能性があり、C支社に勤務していた他の者もD支社で加入記録がある可能性がある。」と主張しているが、A社D支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和23年5月1日であることが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の賃金台帳等は残されておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年8月15日まで  
② 昭和23年8月15日から26年2月1日まで  
③ 昭和26年2月1日から29年7月1日まで  
④ 昭和29年7月1日から31年4月21日まで

年金記録のお知らせにより、申立期間について加入記録が無いことに気付いたので社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、脱退手当金が支払われているとの説明を受けた。しかし、私が脱退手当金を受給したとされる時期は、叔父の手厚い庇護を受けており、脱退手当金を請求する必要は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を年金額に反映してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年5月22日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、一般的に20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、平成5年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 8 日から 35 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における加入期間が昭和 33 年 2 月 1 日から同年 10 月 8 日までとされているが、同事業所からの出向でB社C店の販売員として2年間ほど勤めていたので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、D社から出向していた者とB社C店で一緒に働いており、当該同僚は、私より先に当該店舗に勤めており、先に辞めた。」と主張しているところ、当該同僚はD社において昭和 31 年 10 月 4 日から 34 年 3 月 9 日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び職場における行事等の申立人の具体的な記憶から判断して、期間の特定まではできないものの、申立人は、33 年 10 月 8 日以降もA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「A社からB社C店に出向していたのは、自分一人だけであり、給与を持ってきてくれたA社の営業の人の氏名も全く覚えていない。」としている上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、元事業主の妻、元役員、申立期間に当該事業所に勤務していた同僚及び他の事業所から申立人と同じ職場に出向していた同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言等は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 33 年 10 月 8 日となっており、健康保

険証の返却を意味する「証返」の押印も確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月25日から43年6月6日まで  
A社に昭和41年11月13日に入社し、45年4月末日に退職した。  
しかし、厚生年金保険の加入記録では、昭和42年6月25日から43年6月6日までの期間が空白となっているが、継続して勤務していたので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している「社会保険番号簿」を確認したところ、申立人は、昭和42年6月25日に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、43年6月6日に再取得していることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた多くの者が、昭和42年4月から5月にかけて、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、数か月後に再取得していることから、同事業所では、何らかの理由により、これらの者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

さらに、申立人の雇用保険についても、昭和42年6月25日に資格喪失し、43年6月6日に再取得していることが確認できる。

加えて、申立人が所持する年金手帳には「A社」の加入記録として、被保険者となった日が昭和41年11月13日、被保険者でなくなった日は45年5月と記載されているが、申立期間当時には年金手帳は無く、厚生年金保険被保険者証であったことから、当該事業所により記載されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 15 日から 44 年 4 月 3 日まで  
A社を退職時に、会社から年金手帳は渡されたが、脱退手当金の説明は無く、今まで脱退手当金について全く知らなかった。絶対に脱退手当金を受け取っていないので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同請求書の裏面の領収欄には、申立人が脱退手当金を受領したことを示す署名及び捺印も確認できる。

また、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 26 日から 32 年 4 月 1 日まで  
A 社には 3 年ぐらい継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、その途中である申立期間が空白となっているが継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言等から、申立人は申立期間について、A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、申立人は、昭和 30 年 12 月 8 日に健康保険の整理番号\*番で被保険者資格取得し、31 年 3 月 26 日に同資格をいったん喪失した後、32 年 4 月 1 日に同整理番号\*\*番で、別の厚生年金保険の記号番号で再取得していることから、事業主により、資格喪失及び取得の届出がされたものと考えられる。

また、A 社において昭和 31 年 3 月 1 日時点で被保険者資格を有する同僚 9 名（申立人が同時期に入社したとする 2 名を含む。）のうち、5 名は、申立人と同時期（昭和 31 年 3 月 25 日に 1 名、同年 3 月 26 日に 3 名及び同年 3 月 31 日に 1 名。）に被保険者資格を喪失しており、健康保険証の返納をした旨の記載、又は返納できない理由書の添付があった旨の記載があることから、同社の事業主は、何らかの理由により、申立人及びこれらの者の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年1月3日まで

私は平成7年10月1日からA社B事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であったので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所に平成7年10月1日から勤務していたと申し立てているが、A社に照会したところ、「B事業所の開場は、平成8年11月1日であることから、申立人は、申立期間については勤務していない。」との回答であった。

また、当該事業所が保管する採用申請書には、申立人の採用予定日が平成8年10月20日と記載されていることが確認できる上、申立人が当該事業所に提出した履歴書は8年9月22日現在と記載されている。

さらに、当該事業所の給与明細一覧表には、平成8年10月以前に申立人の氏名は無く、同年11月以降に申立人の氏名が記載されていることが確認できる上、申立人が所持している給与明細書についても、同年11月以降のものであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。